

組合報 **あゆみ**

編集・発行／京都建設業事務組合・辰野行政書士事務所

〒602-8048 京都市上京区下立売通油小路東入西大路町139-3 3F

Tel (075) 411-4848・8880 Fax (075) 411-4800

令和 5年 7月

石綿含有建材調査

解体・改修工事を行う際には、その規模にかかわらず工事前に解体・改修作業に係る部分の全ての材料について石綿(アスベスト)含有の有無の事前調査を行わなければなりません。事前調査は設計図書等の文書による調査と目視による調査の両方を行う必要がありますが、令和5年10月1日以降に着工される解体・改修工事からは、その事前調査を【建築物石綿含有建材調査者】などの有資格者が行うことが義務付けられます(令和5年9月30日以前に着工する解体・改修工事についても有資格者による調査を行うことが望ましいとされています)。

【建築物石綿含有建材調査者】

建築物石綿含有建材調査者の資格を取得するには、講習を受講し、修了しなければなりません。

この建築物石綿含有建材調査者は3つの区分に分かれており調査できる範囲が異なります。

名称	調査範囲
一般建築物 石綿含有建材調査者	住宅、店舗、工場などを含むすべての建築物
一戸建て等 石綿含有建材調査者	一戸建ての住宅または共同住宅の住戸の内部(専有部分)のみ
特定建築物 石綿含有建材調査者	住宅、店舗、工場などを含むすべての建築物

※「特定建築物石綿含有建材調査者」は「一般建築物石綿含有建材調査者」の講習に加えて、実地研修や口述試験を追加したものです。

○改正石綿則のポイント○ (厚生労働省:石綿総合情報ポータルサイトより)

1. 工事前に石綿含有の有無を調べる事前調査

- ・建築物の解体・改修・リフォームなどの工事対象となる全ての材料について、石綿含有の有無を設計図書等の文書と目視で調査するとともに、その調査結果の記録を3年間保存する。
- ・建築物の事前調査は、厚生労働大臣が定める講習を修了した者等が行う。

2. 工事開始前の労働基準監督署への届出

- ・吹付石綿に加え石綿が含まれる保温材などの除去等の工事は14日前までに労働基準監督署に届ける。
- ・一定規模以上の建築物や特定の工作物の解体・改修工事は、事前調査の結果等を電子システムで届ける。

3. 吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事

- ・除去工事が終わって作業場の隔離を解く前に、資格者が石綿の取り残しがないことを確認。

4. 石綿含有成形板等・仕上塗材の除去工事

- ・石綿が含まれているけい酸カルシウム板第1種を切断、破砕等する工事は、作業場を隔離する。
- ・石綿が含まれている成形板等の除去工事は、原則切断、破砕等によらない方法で行う。
- ・石綿が含まれている仕上塗材をディスクグラインダー等を用いて除去する工事では、作業場を隔離する。

5. 写真等による作業の実施状況の記録

- ・石綿が含まれている建築物、工作物又は船舶の解体・改修工事は、作業の実施状況を写真等で記録し、3年間保存する。

建設キャリアアップシステム

建設キャリアアップシステム（以下、CCUS）は平成31年4月から本運用が開始され、令和6年3月末で5年を迎えます。令和5年5月末時点では、事業者数約23万者・技能者数約119万人が登録をしており、現場での利用は増加傾向にあると言えます。国土交通省は建設業振興基金と連携し、カードリーダーの設置負担を軽減するため就業履歴登録アプリ「建レコ」を改修し、あらゆる現場で就業履歴を蓄積できるようさらに安価な機器利用環境の整備を急いでいます。また、振興基金はCCUSに新規登録した元請企業にカードリーダーを無償貸与する取組も継続し、就業履歴を蓄積できないという技能者や下請の相談窓口を開設。情報提供や相談内容に応じたサポートに取り組みます。

事業者

本運用から5年を迎えるにあたり、初期に登録された事業者は更新時期となります。対象となるのは平成30年度（平成30年5月から平成31年3月末）に事業者登録を行った事業者の方で、本来であれば有効期限は5年ですが、本運用開始が平成31年4月であったことに伴い、平成31年3月末までに登録をされた事業者は有効期限が令和6年3月31日となっています。

【有効期限】 令和6（2024）年3月31日

【更新手続き期間】 令和5（2023）年10月（開始予定）～令和6（2023）年2月末日まで

※更新作業に約ひと月要するため、有効期限満了1ヶ月前の2月末日までに更新手続きの申込をする必要があります。

【申請方法】 インターネット（CCUS ホームページ）または認定登録機関にて申請

また、平成31年4月以降に事業者登録をされた事業者の方につきましては、登録日から5年後の登録月の月末が有効期限の満了日です。有効期限満了の6ヶ月前から1ヶ月前までに申込を行ってください。

技能者

現在、CCUSは技能者登録と能力評価制度（レベル判定）を二段階で行っています。技能者登録時に発行されるのはレベル1（白）のカードで、レベル2（青）・レベル3（銀）・レベル4（金）にするには能力評価実施団体にて別途レベル判定を行わなければなりません（レベル判定が出来るのは詳細型のみ）。レベル判定は職種ごとに、団体が保有資格や就業日数・職長経験日数などの基準を設けており（例：右図）、申請する際には基準を満たしているか確認をする必要があります。基準については国土交通省のホームページおよび能力評価実施団体のホームページにて詳細をご確認ください。レベル判定を行う際、令和6年3月末までは経過措置として「経歴証明書」をつけることによりCCUS登録以前の就業日数の証明を行うことが出来ます。この経歴証明書は令和11年3月末まで提出することが出来ますが、経歴証明書に記載が出来るのは経過措置期間の令和6年3月末まで。それ以降はCCUSにて積上げられた実績のみでしか判断がされませんのでご注意ください。

能力評価基準【土工】

CCUS職種コード	01 特殊作業員 - 01 特殊作業員、11 土工	
能力評価実施団体	(一社) 日本機械土工協会	
呼称	土工	
レベル4	就業日数	10年 (2150日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ◇登録土工種別技能講習(00035) ◇1級建設機械施工士(30009) ◇1級土木施工管理技士(30005) ●レベル2、レベル3の基準の1/保有資格を満たすこと ◇機務施工者国土交通大臣顕彰建設マスター(91003)
	職長経験	職長としての就業日数が3年 (645日)
レベル3	就業日数	7年 (1505日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ◇以下の資格のうち1つ以上 ▽青年従事者土工士地・建設産業局長顕彰(92003) ▽2級建設機械施工士(30010) ▽職業訓練指導員(30095) ▽発破技士(34003) ▽甲種火災取扱取扱保安責任者(34001) ▽乙種火災取扱取扱保安責任者(34002) ▽地山の掘削および土止支保作業主任者技能講習(40005) ◇以下の資格のうち2つ以上 ▽地山の掘削作業主任者技能講習(旧)(40006) ▽土止め支保作業主任者技能講習(旧)(40007) ▽型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習(40010) ▽足場の組立て等作業主任者技能講習(40011) ▽コンクリート破砕機器作業主任者技能講習(40004) ▽はしり作業主任者技能講習(4017) ▽車両系建設機械(整地・運搬・積込み用および掘削用)運転技能講習(40035) ▽不整地運搬車の運転(最大荷重1t未満)特別教育(50007) ▽低圧電気取扱業務特別教育(50055) ▽研削いしり・自由研削としの取替等の業務特別教育(50001) ▽足場の組立て等作業主任者特別教育(50052) ▽クレーンの運転(つり上げ荷重5t未満およびつり上げ荷重5t以上の跨接クレーン)特別教育(50024) ▽ロープ高所作業特別教育(50053) ▽立木伐木(胸高直径70cm以上、胸高直径20cm以上重心幅・つりかり・かかり木)特別教育(50010) ▽小型移動式クレーン運転技能講習(40031) ▽ガス溶接技能講習(40032)
	職長・班長経験	●職長・安全衛生責任者教育【必須】[60001,60011] ●レベル2の基準の1/保有資格を満たすこと 職長または班長としての就業日数が1年 (215日)
レベル2	就業日数	2年 (430日)
レベル2	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ◇以下の資格のうち2つ以上 ▽小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用および掘削用)運転技能講習(40035) 又は 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用および掘削用)運転技能講習(40035) ▽基礎工事用機械の運転(非自走式)特別教育(50013) ▽掃路用機械(ローラー)の運転特別教育(50015) ▽基礎工事用機械の作業装置の操作(自主式)特別教育(50014) ▽コンクリート打設用機械の作業装置の操作特別教育(50016) ▽不整地運搬車の運転(最大荷重1t未満)特別教育(50007) ▽低圧電気取扱業務特別教育(50055) ▽研削いしり・自由研削としの取替等の業務特別教育(50001) ▽足場の組立て等作業主任者特別教育(50052) ▽クレーンの運転(つり上げ荷重5t未満およびつり上げ荷重5t以上の跨接クレーン)特別教育(50024) ▽ロープ高所作業特別教育(50053) ▽立木伐木(胸高直径70cm以上、胸高直径20cm以上重心幅・つりかり・かかり木)特別教育(50010) ▽玉掛け技能講習(40040)
	レベル1	建設キャリアアップシステムに技能者登録され、レベル2から4までの判定を受けていない技能者

※ ●印の保有資格は、必須。◇印の保有資格は、いずれかの保有で可。□は、ccus職種コードを示している。
※ 就業日数は、215日を1年として換算する。

国土交通省 HP より：(例) 能力評価基準【土工】

。。。 本足場使用の義務化

厚生労働省は令和6年4月1日より、建設現場で本足場の使用を原則義務化します。対象となるのは、設置に必要なスペース（幅1メートル以上）があるすべての現場（つり足場を使用する場合、狭い敷地や障害物など本足場の使用が困難な現場ではこの限りではありません）。

そして令和5年10月1日からは足場の点検を行う際、点検者の指名が義務付けられ、足場完成後等の「足場の点検後に記録すべき事項」に点検者の氏名が追加されます。

つり足場を含め足場からの墜落・転落災害が発生している事業場では、手すり等がなく、安衛則で義務付けている安全点検が適切に行われていない事例が散見されていると言います。また、一側足場にあつては、法令上手すり等の設置義務がなく、足場の組立・解体中の墜落災害では、手すり等が無い場合に墜落制止用器具を親綱にかけておらず転落したケースも認められています。

建設業では労働災害は長期的に減少傾向にあります。現在も全体で年間300名弱の方が亡くなっています。墜落・転落災害は死亡・死傷災害で最も多い災害要因で、死亡災害では約4割・死傷災害でも3割を占めています。死亡災害を墜落箇所別に見ると約2割が足場からの墜落・転落となっています。

（最も多いのは屋根等の端・開口部からの約3割。また近年はしごや脚立からの墜落・転落災害が増加傾向）

競争入札参加資格審査申請

令和6年度競争入札参加資格審査申請において、現在、弊所にて手続きをさせていただいている業者様には、申請先確認の書類を先日発送しております。入札参加申請先のご確認をいただき、追加やご相談などございましたらご連絡をお願いいたします。

滋賀県（決算月により申請時期が異なります）や京都市《物品》など、例年とは異なる時期です。すでに申請が始まっている申請先も一部ございますが、確認させていただいた申請先の申請時期が近付いて参りましたら改めて必要書類のご案内をお送りしますので、期日までのご準備のほどご協力をお願いいたします。

決算後の提出は義務です

建設業許可を受けた建設業者は、毎年決算終了後4ヶ月以内に【事業年度終了変更届】を提出しなければなりません。現在、過去5年間【事業年度終了変更届】未提出業者の建設業許可更新の受付は受理されません。工事経歴書については弊所ホームページにてエクセル入力ができる様式も掲載しておりますので、是非ご活用ください。（経営規模等評価審査申請の有無により、様式が異なります。）

労働保険年度更新

今年度においても、弊組合にご委託いただいている組合員様方の労働保険年度更新手続きはすべて完了いたしました。お忙しい中、皆様方にご協力いただけたことを心より感謝申し上げます。

『労働保険』は従業員だけでなく、会社の安定を守ります

労働保険は政府が管理・運営する“強制保険”です。原則として雇用形態にかかわらず労働者を一人でも雇っていれば労働保険の適用事業所となります。労働災害が発生した場合、事業主から遡って保険料を徴収するほか、労災保険給付に要した費用の全部または一部を徴収される場合があります。

建設業許可業者数

国土交通省は例年、建設業許可業者数を取りまとめています。

令和4年度末の全国の建設許可業者数は474,948業者で、前年度より0.1%（345業者）微減。近年、業者数は増加傾向にありましたが、5年ぶりの減少となりました。

○ 新規業者数

令和4年度 ・ 16,404 業者(前年度より 2,402 業者(12.8%)減少)

○ 廃業等業者数

令和4年度 ・ 16,749 業者(前年度より 716 業者(4.1%)減少)

○ 一般・特定別許可業者数

一般建設業許可業者 ・ 450,146 業者(前年同月より 755 業者(0.2%)減少)

特定建設業許可業者 ・ 48,365 業者(前年同月より 542 業者(1.1%)増加)

○ 業種別許可

業種別許可の総数は1,699,292業者で前年同月比1.5%増加。

・許可を取得している業者が多い上位3業種

1.とび・土工工事業 ・178,667 業者(許可業者全体の 37.6%)

2.建築工事業 ・144,623 業者(同 30.5%)

3.土木工事業 ・130,959 業者(同 27.6%)

・前年同月と比べて取得業者数が増加した許可業種は、29業種のうち24業種。

▷▷前年度末に比べ取得業者数が増加した上位業種(増加業者数)

1.解体工事業 ・2,447 業種(3.9%増加)

2.塗装工事業 ・2,052 業者(3.0%増加)

3.鋼構造物工事業 ・1,880 業者(2.2%増加)

▷▷前年度末に比べ取得業者が減少した上位業種(減少業者数)

1.建築工事業 ・2,090 業者(1.4%減少)

2.造園工事業 ・ 250 業者(1.0%減少)

3.土木工事業 ・ 206 業者(0.2%減少)

(国土交通省調べ)

中小企業者(個人と資本金3億円未満の法人)は、472,540業者と建設業許可業者数全体の99.5%を占めていますが、その中でも“個人”は68,274業者(3.7%減少)と初めて7万人を割り、構成比も14.4%と過去最低を更新しました。

また、令和4年度の認可件数は、1,135件(大臣許可28件・知事許可1,107件)で、そのうち譲渡及び譲受けが961件・合併62件・分割32件・相続80件。譲渡及び譲受けが認可件数全体の84.7%を占めています。

認可申請を行う場合は、審査を円滑に行うため事前に行政へ相談をし、承継等を行う日の3か月前から30日間の間に申請を行わなければなりません(相続の場合は死亡後30日以内)。事前相談なく提出した場合や申請日が遅れた場合、承継等の事実が発生するまでに認可がおこない場合があります。弊所では申請はもちろんのこと、よりスムーズな申請を行えるよう業者様のサポートも行っておりますので今後のご相談なども含め、お気軽にご相談ください。